七月王政期の自由正統王朝派とナシオン

上垣　豊

【要約】過去復古的で、前時代的と思われがちな正統王朝派であるが、七月王政期には近代社会への適合を試みる努力がかなり精力的に行なわれていたのである。とくに、自由を擁護し、選挙権の拡大を求め、ナシオンへの奉仕を公言する潮流が存在したことは注目すべきである。しかし従来フランスの研究者は、こうした主張をデマゴギーとして片付け、その政治思想の分析を怠ってきた。最近になってシャンギーとリアルの二人の研究者が正統主義のより近代的な像をうちだし、通説の修正を迫っているが、逆に彼らの論では正統王朝派の反革命性が不鮮明になっている。本稿の課題は、正統王朝派内の革新的潮流を代表する、自由正統王朝派のナシオン観と、選挙改革案の分析を通じ、彼らの近代性は、反革命プランの近代化――ナショナリズムと全体主義的要素――の中に求めるべきことを明らかにすることである。

史林　七〇巻五号　一九八七年九月

はじめに

フランスの研究者、ベルナール・ジャキエは一九七六年刊の著書の中で「歴史の流れ行く方向にそって進むことはありえなかったフランス正統主義はめったに研究されて」来なかった。それはカール・マルクスと史的唯物論以来の誤りであって、実現しなかったこと、実現可能性の乏しかったことは無視ないし、軽視されてきたのだと述べている。[1] 筆者はむしろ、第三共和政成立以降の共和主義的歴史家に責任があると思うのだが、それはともかくとしても、ジャキエの指摘は七〇年代前半までのフランスにおける正統主義研究の状況を適確に言い表わした言葉だと言えよう。

フランスにおける研究の現状がこうだから、正統王朝派について書かれた邦語文献は翻訳を含め、いたって少ない。[2] 正

統主義は復古王政のユルトラの延長であって研究するまでもないのだろうか。しかし七月王政期の正統主義が何ら自己再生の努力、近代化の努力をしなかったと言ってしまうと歴史的事実に反することになる。むしろこの時期こそ「歴史の流れ行く方向にそって」可能な限り進もうと正統王朝派が最も努力した時期なのである。出版の自由等の諸自由を擁護し、選挙権を民衆にも与えよと主張し、ナシオン nation への奉仕を公言する正統王朝派の出現を見落してはならない。正統王朝派のこうした潮流、普通「若きフランス」jeune France[3]に属するといわれる潮流には大きくわけて二つのグループがあった。一つは『ガゼット・ド・フランス』*La Gazette de France* 紙を中心とするグループ（「国民の権利」Droit National 派）と、思想的にはシャトーブリアンの流れを汲み、議会での活動を重視する、ピエール＝アントワーヌ・ベリエ Pierre-Antoine Berryer（一七九〇―一八六八）――ベリエは後の秩序党の正統王朝派側の領袖である――に率いられるグループである。本稿でとりあげるのは後者、すなわち、ステファヌ・リアル Stéphane Rials が議会制自由主義的傾向と呼び[4]、アメリカの研究者アーヴィン・R・コックス Arvin R. Cox が自由正統正統王朝派 Liberal Legitimists と名づけた[5]グループである。（一言ことわっておくが、本稿は自由正統主義の政治思想史上の位置を問題にしたのではない。そうではなくて、社会的には依然として隠然たる勢力を保ち、第二共和政下では秩序党内で、オルレアン派とともに共同統治を行った正統王朝派の政治戦略を、七月王政期にさかのぼって検討し、一九世紀前半から中葉にかけての政治史の解明に資することが本稿の目的なのである。）

ところで選挙権の拡大にせよ、自由の擁護にせよ、正統王朝派が当時、こうした一見左翼的とも見えるスローガンを掲げていたこと自体は、これまでもフランスの研究者によって指摘されていた。しかし、リアルが主張するごとく、権力を再び奪取するためのデマゴギーと非難され、片付けられてきたのである。[6]七月王政期の名望家について詳細な分析を行ったテュデスクすら、この例外ではない。[7]

このような従来の研究のあり方に強く異議を申し立てているのはリアルとユーグ・ド・シャンギー Hugues de Changy

である。リアルは一九世紀左翼は一般的に普通選挙、とくに婦人参政権には敵対的であり、他方王党派（＝正統王朝派）は最も非妥協的な者も含め、相当広汎な選挙権賦与を支持していたのだと述べ、王党派と普選が原理的に相いれないとする従来の研究の暗黙の前提に疑義を提出している。[8]

本稿で明らかになるように、正統王朝派（限定的には自由正統王朝派）の主張は確かに、デマゴギー、戦術的という以上のものがある。しかし、リアルもシャンギーも、正統王朝派が反革命派であることは認めつつも、その固有の原理の中で、彼らの愛国的主張や選挙権拡大の要求を正しく位置づけているようには思われない。例えば選挙権拡大要求と、国民主権原理への敵対との関係、国威、国益の主張と、地方分権（これも彼らの固有の原理の一つである）に固執する点との関係等である。これらの点が解明されない限り、従来の「共和主義歴史家」（シャンギー）による批判はなお有効性が残るだろう。

本稿では、自由擁護の主張は別途検討することとして、[9] 自由正統王朝派のナシオン観、選挙改革案を検討し、これが反革命戦略の中にどう位置づけられるのかを考察する。この点でジャキエがこの時期の正統主義に「ナショナリズムの先駆」nationalisme avant la lettre を見い出し、世紀転換期のバレスやモーラスとのイデオロギー上の連続性を指摘しているのが示唆的である。[10] 結論を先どりすれば、正統王朝派の中で最も自由主義的であったこの分派は、国民に対し主権を拒否しつつ、一定の国政参加を促がし、個人、地方の利害の衝突を国益優先、国民の団結優先によって隠蔽しようとする、一種国粋主義的で同時に全体主義的な党派であったのである。

なお、自由正統王朝派といっても、確たる組織性があったわけではない。国会議員を中心としたきわめてパリ的――党の上層部を中心としたという意味――なグループであったと言われる。本稿で用いた史料は主に議会での演説であるが、ベリエの他、フィツ＝ジャム Edouard de Fitz-James（一七七六―一八三八）、ドゥル＝ブレゼ Scipion de Dreux-Brézé（一七九三―一八四五）ラルシー Saubert de Larcy（一八〇五―八二）ファルー Frédéric de Falloux（一八一一―八六）、ヴ

アルミー de Valmy（一八〇二―六八）の発言も検討対象とした。[11] なお、本稿で、「王党派」と書く場合は「正統王朝派」と同じ意味で使っている。同様に「ベリエら」あるいは「議会派」[12]とある時は自由正統王朝派のことをさす。

① Bernard Jacquier, *Le légitimisme dauphinois, 1830–1870*, Paris, p. 1.

② 正統主義にたつ文学者であり同時に思想家であったシャトーブリアン Chateaubriand については、田中治男氏、小野紀明氏の剋明な研究がある。シャトーブリアンの自由主義は本稿で取り扱う自由正統主義に深い影響を及ぼしている。しかしながら、シャトーブリアンは七月革命で政界を引退してしまうので、本稿では直接の対象とはならない。田中治男『フランス自由主義の生成と展開』 東京大学出版会 一九七〇年 第二章第三節、小野紀明 『フランス・ロマン主義の政治思想』 木鐸社 一九八六年 第二章、宮沢俊義 「シャトオブリヤンの議院制の理論」 同 『憲法と政治制度』 岩波書店 一九六八年所収、を参照。

③ René Rémond, *La droite en France, de la première Restauration à la Ve République*, 3e éd., Paris, 1968, pp. 68–74. なお jeune France の名のいわれは一八三三年四月に創刊された定期刊行物 *l'Echo de la Jeune France* に由来するものではないかと考えられる。Cf. Hugues de Changy, *Le soulèvement de la duchesse de Berry, 1830–1832*, Paris, 1986, pp. 224–5.

④ S. Rials, *Le légitimisme*, Paris, 1983, p. 18.

⑤ M. R. Cox, "The Libeal Legitimists and the Party of Order under the Second French Republic", *French Historical Studies*, 5, 1968.

⑥ S. Rials, 《Les royalistes français et le suffrage universel au XIX siècle》, *Pouvoirs*, 26, 1983, p. 145.

⑦ A.-J. Tudesq, *Les grands notables en France (1840–1849)*, Paris, 1964, t. 2, p. 602.

⑧ S. Rials, *art. cit.*, p. 145.

⑨ 自由正統主義の自由主義については、田中治男氏や小野紀明氏がシャトーブリアンの自由主義に関して述べていることが大体あてはまるように思われる。

⑩ B. Jacquier, *op. cit.*, p. 155. なおジャキエは同書の一二八頁では、ドフィネの自由正統主義に分類できる政治家、アルベール・デュ・ボワ Albert du Boys が一九世紀末のバレスやモーラス同様の生物学的社会観をもっていたと指摘している。ただし、残念ながら、ジャキエは正統主義の政治思想を立ちいって検討しているわけではない。

⑪ ベリエの伝記を書いたルカニュエが、ベリエのグループとしてあげているメンバーである。ファルーの自伝にも同様の人物の名があがっている。他に Benoist d'Azy も重要である。なお、同じく「議会派」に属するが、ベリエらが王朝左派との選挙協力に熱心だったのに対し、オルレアン派の右派、保守派 conservateurs との協調の方を好んだノアイユ Paul de Noailles (1802–1885) は検討対象から外した。Edouard Lecanuet, *Berryer, sa vie et ses oeuvres (1790–1868)*, Paris, 1893, 6e éd. 1894, pp. 271–2. Le comte de Falloux, *Mémoires d'un royaliste*, t, 1, p. 230. S. Rials, *Le légitimisme*, pp. 18–9. これら正統王朝派の政治家の著作・伝記類については、筆者は現在鋭意収集中である。ただし、ベリエに関しては、議会や裁判所での演説集の他にはこれといった著作はないので、本稿の主張に大幅な修正を与える史料は現われないのではないかと思っている。

⑫ 注⑪で指摘していたように、議会のグループが一枚岩であったわけではない。しかし、「議会派」はベリエによってリードされていたことを考えて、場合によっては「議会派」を自由正統王朝派と同じものとみなして論をすすめた。また議会派内の分岐も主としてオルレアン派の左派と組むか、右派と組むかの問題であり、本稿で取り扱った事柄に関しては大きな違いはなかったろうと思われる。なお正統王朝派の代議院における勢力の変遷は、上表のとおりである。

	議席
1831年選挙前	32
1831年選挙	2
1834年選挙	29
1837年選挙	17
1839年選挙	25
1842年選挙	28
1846年選挙	19

定数459名

H. de Changy, *op. cit.*, pp. 23, 80, S. Rials, *Le légitimisme*, pp. 17, 19, 22 より作成。

議会勢力がきわめて弱体であったのは、二章で検討するように、厳しい制限選挙制の下で、基盤とする農民に選挙権が与えられなかったこと、および、とくに西部の正統王朝支持者が選挙で棄権したためである。Tudesq, *op. cit.*, t. 1 pp. 132–3.

一　自由正統主義とナショナリズム

(一)　国民的王党派

「七月王政下、正統王朝派は国民党 parti national として現われる」[①]。なかでも『ガゼット・ド・フランス』紙のグループは国民的王党派 royalistes nationaux を自称する。この派は「王政、それはナショナリテである la monarchie, c'est la nationalité」とまで言い切るのである[②]。

自由正統王朝派もこうしたナショナリズムの動きの外にはいなかった。少し時期は下るが、一八五一年七月一六日の立法議会で、ベリエは、彼が王党派に転身していった王政復古のころをふりかえり次のように言う。

私は当時王党派、原則を重んじる王党派、国民的王党派 royaliste national（笑わないで、私にしゃべらせなさい。笑えば私の感情の中で最も真実であり、最も深く、最も真面目な感情をあなた方は傷つけることになるでしょう）でした。王党派であるのは私が愛国者、良き愛国者であるからです。[③]

この言明は、第二共和政下のオルレアン派との共同統治の必要上から出た単なる言葉の綾ではない。七月王政期のベリエらの演説を通してみると、国益 intérêts du pays、国威 dignité du pays というような表現はほとんど枕言葉のように登場し、ナシオン、祖国 patrie という語もためらわず使われている。[4]

ルネ・レモンは一九世紀の大部分の期間、右翼は平和の味方であり、勲章好きの愛国主義を左翼と争おうとはほとんどしなかったと述べているが、[5]正統王朝派に関しては事実誤認であろう。たしかにナショナリズム、愛国主義は左翼のイデオロギーであった。しかしそのことは正統王朝派が愛国主義を自派に取り込もうとしなかったことを意味しない。むしろ、以下見るような好戦的愛国派として自分達をイメージ・アップしようと躍起になっていたのである。しかし、国民党を名のるには彼らには重大な弱点があった。一八一五年、ワーテルローでの敗戦後、再び王位についたルイ一八世は「屈辱的な」第二次パリ条約に調印する。復古王政はスタートの時点で、非国民的な評判を民衆からうけとることになるのである。[6]だからこそ、ワーテルローから三六年たっても、ベリエが自分のことを「国民的」と言うと議場から笑い声が洩れたのである。

さらに、正統王朝派にとり難問となったのは、彼らが仕えるブルボン長子系が亡命してフランスにいないという事実である。七月王政が成立すると、官吏、議員には新王への宣誓が強制される。シャルル十世に忠誠を誓う多くの正統王朝派の議員、官吏は不忠者の汚名を着たくないため、公的な生活から引退していった。いわゆる「国内亡命」émigration intérieure である。コックスによれば、それは他の全てのグループが共有していたナシオン観念を、彼らが持ちあわせず、正統性がなくなったフランスは彼らにとり「広大なコブレンツ」にすぎなかったことを示すのである。[7]しかし公職にとどまった者もいた。代議院ではベリエら三二名の者が宣誓し、七月王政の政治ルールに従っていく。[8]ベリエら三二名の者が宣誓し、七月王政の政治ルールに従っていくのである。ベリエらは議会にとどまるにあたり、その正当化をしなければならない。そうすると、「シャルル十世のために」も、ましてや「ルイ・フィリップ国王のために」とも言えない以上、「国の

ため」ということを必然強調せざるをえなくなる。一八四四年一月一五日、代議院でベリエは公職にとどまった理由を次のように言う。

我々はこの革命〔七月革命のこと＝筆者〕の後、我々が愛着を抱いている国を去らねばならないとは思いませんでした。あなた方と同様にこの国に我々は生まれたのです。（場内にざわめき）我々はとどまりました。そして我々の自由、国威、国の立場、国が他のヨーロッパ諸国に対し果しうる役割に関する凡ゆる問題について我々は発言しました。[9]

このような発言は、正統王朝派のような「偉大な党派」が国のために奉仕しないのは大変な損失であるという自負にも支えられていた。

（前略）私〔ベリエ＝筆者〕の考えを補うために付け加えますが……（中略）……私の意見は常に次のようなものでした。すなわち、ひとつの党派、知性、財産、教育、所有、余暇により、公務に慣れており、公的な事柄に関わるために必要な要件を満たしている人々からなる偉大な党派は自国の利害や世論に対し、無関心あるいは遠慮がちであってはならない。未来がいかなるものとなっても、党の真の力、党の威厳は自国の公務から離れはしなかった、ということに存在するのだ。以上が高貴でかつ有益でありえる唯一の立場であり、権力に対し何も望まず、権力から何も望まず、しかし自己の権利の全てを望み、全てを保持して、これを国益に沿って行使するのであります。（一八四二年八月一九日の代議院）[10]

そして、狭い党派心をすてて国に仕えるのだとまで彼らは言う。一八三九年七月二日、東方問題審議の中でベリエは大見得を切る。

これらの莫大な利害〔東方問題のこと＝筆者〕を前に、私や私の友人が党派的精神の狭くさもしい固定観念によって、フランスの真の利害の真面目な検討をしばらくなおざりにしかねないと人が言うのを聞きました。もし私がそんなことをしかねないのならば、自己嫌悪におちいることでしょう。[11]

さらに一八四〇年三月二五日の代議院では同じフランス人であることを強調して、ティエール内閣の、東方問題におけ

る対外強硬政策を支持するのである。

フランス人である私は、あなた方もフランス人であることがよくわかりました。あなた方の血管に流れているのもフランスの血であることを知って、私の胸は高鳴っています。あなた方が国の名誉、威信、影響力を私と同じように感じていたのに、私があなた方と違う意見をもつわけにはいきませんでした。だから私は〔内閣の外交方針を支持すると＝筆者〕宣言したのです。（議場左翼から再び賛同の声）[12]

以上のように、自由正統王朝派は、国民的である点ではオルレアン派と変りはないことを主張し、自分たちのナシオン観が、思われているほどには、オルレアン派のナシオン観とへだたってはいないことを強調するのである。

（二）ナポレオンの受容

国威、国益の強調は、もちろん対外進出の主張と一体のものである。フランスは大陸の強国にとどまるべきでなく、すすんで海洋強国になるべきであり[13]、アルジェリアの植民地を守ることはもちろん[14]、地中海も「我々のものである」[15]。そして、世界のはしばし、インド洋や、アメリカ大陸の海洋にも影響力を広げるべきである等々[16]。

対外発展の要求は、国民的栄光の体現者たるナポレオンの外交路線讃美をもたらす。正確に言うと、ルイ一四世とナポレオンの外交を同性質のものだとみなして、これとの対比で、七月王政の対英協調、平和外交を軟弱で、国益に反するものと難じるのである。例えば、東方問題に関連して、ベリエはナポレオンのエジプト遠征を高く評価し、ヴァルミーの方は「ルイ一四世、ナポレオン、すなわち国の栄光と国力を最も高い段階に引き上げた二人」と持ち上げているのである（一八四〇年一月一一日の代議院[17]）。

スペイン問題でも同じような主張をしている。スペインでは王位継承をめぐり、カルロスをかつぐ保守派と、イサベルを王位継承者とする進歩派の間で内乱がくり広げられた（カルリスタ戦争一八三三―三九）。この戦争で、フランスの正統王

朝派はドン・カルロスを支持し、イギリスとフランスの両政府はイサベル側を支援した。正統王朝派は保守的反動的シンパシーからドン・カルロス支持に回ったと考えるのが自然なようだが、ベリエらは一応違う言い分を使っている。「スペイン問題で私〔ラルシー＝筆者〕が関心を抱いているのはなかんずくフランスの利益なのです。」「私自身について申しますと、絶対君主は、いかなるものであろうとも、絶対君主であるがために、私が共感する王とはならないでしょう。[18]」ベリエは、自分が一八三四年から四〇年の間、一貫して求めたのはスペインの政治に対するフランスの政治の優越であり、東あるいは北へフランスが進まねばならない時、ピレネー山脈のうしろに潜在的敵を作らないようにせよ、ということであったと述べ、このピレネーの障壁はルイ一四世によって撓められ、ナポレオンが低くしたものだったのだと論じている。自由正統王朝派の言を信じるなら、彼らにとりクリスティーナ（当時の摂政、イサベルの母）かドン・カルロスかはどちらでもいいのであって、[19]スペインにおける我が国の影響力をなくし、イギリスに道を譲ることとなった現政府の政策はともかく失敗であったということになる。[20]

テュデスクは、東方問題がピークに達した一八四〇年頃、正統王朝派の名望家がナポレオンを受け入れるにいたり、この時に「マンタリテの逆転」があったのだと論じている。たしかに、テュデスクも指摘しているように、ナポレオンの受容とはいっても、ナポレオンが代表している三つの要素のうち二つ、すなわち国民精神の具現者という側面と、秩序の復興者という面を受容したのであって、革命の後継者としての側面をうけいれたのではない。[21]しかし、それでもなおかつ筆者もそこに、「マンタリテの逆転」を認めようと思う。というのは二重の意味で、ナポレオンは彼らの固有の原理に対立するものであったからである。

第一に既述のとおり、そもそも王政復古はナポレオンの没落によって生じた体制であり、西川長夫氏の表現を借りれば、帝制に直接対立するものであった。しかも一八四〇年当時において、ナポレオンの革命の後継者であるという側面は決して弱められはしなかった。[22]当時はすぐれて左翼のシンボルであったのである。第二に、ルイ一四世と同様ナポレオンは中

央集権化をおし進めた人物であり、地方分権を党是とする正統王朝派の理想君主とは本来なりえなかったはずである。

ナポレオン受容と、一八一五年および復古王政に対する態度とは密接に結びついてくる。まず一八一五年の第二次パリ条約については少くとも彼らはこれを賞讃するようなまねはしなかった。その上でベリエは、オルレアン派から発せられる非難を次のようにかわす。すなわち、一八一五年の大臣は誰だったのか、私はルイ一八世に会いにガンにまで行きはしなかったと[23]（王政復古初期の政治を動かしたのは言うまでもなく純理派であり、ガンに行ったのはギゾーであった）。

また復古王政については、それを擁護しながら、その行為の全てを支持するものではない旨強調する。[24] 一八一五年の条約や、復古王政の、反国民的評判からできるかぎり離れて、オルレアン派以下の党派との共通性を主張するのである。ナポレオンの受容もこうした自由正統王朝派の自己刷新の努力（あるいはポーズ）の結果であった。

一八四〇年八月、ブーローニュの蜂起に失敗して逮捕されたルイ＝ナポレオン・ボナパルトは超党派的人気のあった弁護士ベリエに弁護を依頼する。一八一五年ベリエがネー将軍を弁護する父を手伝っており、自身も帝国の名だたる兵士の弁護を行っていたことを見こんでのことだった。[25] 実際彼は青年時代は心情的な帝制主義者であり、ナポレオンの栄光に酔いしれていたのであった。[26] こういうベリエであったから、ナポレオンと王党主義とはさほど矛盾するように思われなかったのにちがいない。ベリエはルイ＝ナポレオンの要請をうけいれ九月末に貴族院裁判所で弁論にたつのである。[27] 一八四〇年という排外的愛国主義が燃え上がった年であることを考えれば、正統主義の国民性をイメージ・アップするには格好の場であったろう。

（三）中産階級への接近

ところでナポレオンの受容にまで至る自由正統主義のナショナリズムは、単なる征服欲に基づくものではなく、商工業の利害を代弁しようとしてのことでもあった。ベリエは工業製品の販路拡大を政府に迫る。

諸君、物事の自然な変動、公共の富の増大、長い平和の恩恵によりまして、フランス国内の状態は明らかに新しい性格を帯びました。この国はもはやシュリーの時代の国ではない。大いなる国力をつくるのは特に土地、農業の富である時代ではもはやないのです。国はすでにそして現在なお工業の大運動の中に駆りたてられています。毎月、国は莫大な出費をかけて、あの基幹交通路の改善へと突き進んでいます。そしてこの基幹路を通って国の末端にたどりつき、さらにそこから世界に広がることができるのです。（一八四四年五月二七日の代議院）[28]

そして「もし販路が獲得されなかったら、……この蒸気機関はすさまじい爆発[29]」をしてしまうだろう。だから「著しく工業的となった国、遠方に出かけて商取引をせねばならない国は、交換手段、原料、自国の工業製品の販路を見い出しうる地球の様々な場所に支店を作る必要がある。」またフランスの工業製品を運ぶ船舶を守るために、世界のあらゆる場所でフランスの力を誇示せねばならない[30]、と。

同時に、地方分権論者とはいえ、さきほどのベリエの演説にもある通り、国内交通網の整備を求めており、国内市場が統一され、経済的統合が進むことには必ずしも反対ではなかった。実際にも、ベリエ、ラルシーらは鉄道建設の促進を求め何回となく討論に介入している。鉄道は人的交流を深め、取引を増加させ、「あらゆる社会活動の一種の共同体を作る[31]」のだとベリエはたたえている。

ガール県のカトリック王党派について研究したブライアン・フィッツパトリックは七月王政下、地方経済の開発にとり、鉄道建設が重要となり、そのため地方のカトリック実業家が県会での影響力を獲得しようとするようになったと述べている[32]。南部を選出基盤とするベリエやラルシー[33]が、同じ事情から、南部のブルジョアジーの意向を国会の場で代弁しようとしたのだと考えてもおかしくないだろう。地方の活力も国策に左右される時代なのだから。

次にかかげるのはコックスが引用しているベリエの一八四二年十月三日付けのシャンボール伯宛書簡の一節である。英訳からの重訳だがあえて孫引きしてみる。「「我々は＝コックス、以下同じ」中産階級が成し遂げた進歩を注意深く考察し、

統治に参加することを否定されるかもしれないという彼らの心配をなくしてやり、安心させ〔なければならない〕。我々は中産階級と和解し、中産階級に時がすでに破壊し終えたあの特権は忘れられたのだということを示さねばならない。[34]」

以上のようにナポレオンの業績をたたえるところまでいきついた彼らの国民的ポーズは、農業的利害だけでなく商工業階級への接近、そして経済的統合の進展という状況に適合した形での地域開発の必要性を反映していたのである。ところが、オルレアン派以下の他党派と同じように国民的立場に立つと主張することは、三章でくわしくのべるように、新たな矛盾を自ら招くことになる。すなわち、ナポレオンにせよ、オルレアン派にせよ、一七八九年の革命の原理の上に立っていたから、自由正統王朝派は革命の原理、とくに国民主権の原理をどう処理するかという難問を背負いこむことになるのである。

① B. Jacquier, *op. cit.*, p. 153. すでに *la Gazette de France* の編集者 Lourdoueix の一八三一年刊の著書、*Appel à la France contre la division des opinions* の中に、「国民党 parti national」という表現があらわれている。シャンギーの要約によるとこの中で、著者は王党派を「国民党」と位置づけ、この党と「革命の党 parti de la révolution」との対抗がフランス政治の特徴だと論じている。H. de Changy, *op. cit.*, pp. 43-5.

② *Gazette du Bas-Languedoc*, éditorial du 22 novembre 1840 cité par Tudesq, *op. cit.*, t. 1, p. 217. なお nationalité とは、世紀末から一般に使われるようになる nationalisme とは同意と考えてよい。

③ *Moniteur universel*（以下 *Moniteur* と略す）, jeudi 17 juillet 1851.

④ ナシオンという言葉は、一七九一年憲法とともに「政治用語の中に加わる」。Jean-René Suratteau, *L'idée nationale de la Révolution à nos jours*, Paris, 1972, p. 64. また言うまでもなくフランス革命期において patriotes とは革命支持派のことである。ナシオンにせよ祖国にせよ、当時はフランス革命の伝統と左翼的イメージが深く浸みこんだ言葉である。

⑤ R. Rémond, *op. cit.*, p. 19. なお、新しい改訂版でも、この箇所は変わっていない。Id. *Les droites en France*, 4e éd., Paris, 1982, p. 23.

⑥ 西川長夫『フランスの近代とボナパルティズム』岩波書店 一九八四年 三一〇―一頁参照。

⑦ M. R. Cox, *art. cit.*, p. 449.

⑧ H. de Changy, *op. cit.*, p. 55. 本文中ではシャンギーは約四〇名と書いているが、具体的に名を挙げているのは三二名でしかない。シャンギーが作成している分布図でも三二名にしかならない。

⑨ *Moniteur*, mardi 16 janvier 1844.

⑩ *Moniteur*, samedi 19 août 1842.

⑪ *Archives parlementaires*（以下 *Arch. parl.* と略す）, t. 126, 1912,

p. 716.

⑫ *Moniteur*, jeudi 26 mars 1840.

⑬ 一八四〇年三月二五日の代議院でのヴリエの発言。*Ibid.*

⑭ 例えば、一八三七年一月九日の貴族院でのドゥル＝ブレゼの演説を参照。*Arch. parl.*, t. 113, 1906, p. 282.

⑮ 一八三九年七月二日の代議院でのヴリエの言葉。*Arch. parl.*, t. 126, 1912, p. 716.

⑯ 一八四二年一月一〇日の代議院でのヴリエの発言。*Moniteur*, vendredi 21 janvier 1842.

⑰ *Moniteur*, dimanche 12 janvier 1840.

⑱ 一八四〇年三月二日の代議院での発言。*Moniteur*, vendredi 3 mars 1840.

⑲ 一八四〇年一二月一日の代議院。*Moniteur*, mercredi 2 décembre 1840.

⑳ 一八四一年一月四日の貴族院でのドゥル＝ブレゼの発言。*Moniteur*, mardi 5 janvier 1841.

㉑ Tudesq, *op. cit.*, t. 1 pp. 544–9.

㉒ 西川　前掲書　三一二頁を参照。

㉓ 一八三四年一二月三一日、および一八四二年一月一〇日の代議院でのヴリエの発言。*Arch. parl.*, t. 91, p. 507. *Moniteur*, vendredi 21 janvier.

㉔ フィッシュ＝シャムは一八三二年四月一九日の貴族院で、七月革命の直接の引き金となった一八三〇年七月のシャルル十世の勅令、いわゆる〈七月勅令〉は基本法 pacte fondamentale〈の明白な侵害であったと述べている。またヴリエは、一八四四年一月二六日の代議院において、復古王政は異なる政治体制を支持する意見には非常に不寛容であったことを率直に認めている。*Arch. parl.*, t. 68, 1888, p. 704. *Moniteur*, vendredi 27 janvier 1844.

㉕ Ed. Lecanuet, *op. cit.*, pp. 28-44.

㉖ 一八五一年七月一六日の立法議会でヴリエは、一八歳、二〇歳でまだ帝制主義者であったと述べている。*Moniteur*, jeudi 17 juillet 1851.

㉗ Ed. Lecanuet, *op. cit.*, pp. 237–54. Pierre Jacomet, *Berryer au prétoire*, Paris, 1938, chapitre IV. なおヴリエの弁護演説は *Moniteur, jeudi* 1er octobre 1840. に掲載されている。

㉘ *Moniteur*, lundi 27 et mardi 28 mai 1844.

㉙ ⑬に同じ。

㉚ ㉘に同じ。

㉛ 一八三八年五月八日の代議院でのヴリエの発言。*Arch. parl.*, t. 119, p. 209.

㉜ Brian Fitzpatrick, Catholic Royalism in the Department of the Gard, Cambridge, 1983, pp. 123–4.

㉝ ヴリエはマルセイユ選出、ラルシーはモンペリエ選出の代議士である。

㉞ M. R. Cox, *art. cit.*, p. 452.

二　「法定国民」と現実の国民

（一）土地所有者と戸主の民主主義

このように、近代化され、ブルジョワジーとの同盟を志し、オルレアン派等の他党派の抱くナシオン観との共通性をアピールする自由正統王朝派であったが、ナシオンの意志決定に参加する国民の層に関しては、オルレアン派と根本的なところで立場を異にしていた。七月王政は直接税二百フラン以上を払う満二五歳以上の男子のみに国政選挙権を与えていた。制限選挙制下で国政参政権を有する国民は「法定国民」pays légal と呼ばれ、体制の末期でも二四万八千人にすぎなかった。一八四八年四月の普通選挙の時の有権者が九三六万人であったから、現実の国民との差は歴然としている。[1] これに対し、自由正統王朝派は国民主権に反対しつつ、選挙権の拡大を主張し、現実の国民により近づこうとする。

まずどのような選挙改革案をもっていたかを見よう。ベリエは一八三一年二月二五日、代議院で次の案を出している。

市民的権利を享受し、地租台帳にともに一年前から記載されている満二五歳以上のフランス人は、その政治的住所のあるコミューンの第一次集会のメンバーとなる。

第一次集会は王により王国の各コミューンにおいて招集され、選挙人を指名する。選挙人の人数は人口二百人につき一人の割合で、各コミューンごとに定められる。[2]

ところで、一八三一年三月二八日に『ガゼット・ド・フランス』紙は政綱を発表するが、その中には次のような選挙改革案がもりこまれていた。

三、我々はコミューンと地方の集会に召集されたナシオンの代表者による税と法律の自由な投票を宣言する。我々は一七八九年一月二四日の宣言にしたがって、「住所を有し、直接税台帳に記載されている二五歳以上のフランス人、もしくはフランスに帰化した

者」をコミューンの集会に呼ぶ。

仮に一八三一年のベリエ案をA案、三二年の『ガゼット・ド・フランス』紙の案をB案としておこう。A案とB案の違いは、A案が選挙権資格として地租納入を条件としているのに対し、B案では地租であるなしに関わりなく、直接税納入を条件としている点である。B案はベリエらとは違う「国民の権利」派の案であるが、以下にあげる理由によって自由正統王朝派が許容する案であったと考えてよいだろう。第一にシャンギーによると、『ガゼット・ド・フランス』紙の三月二八日の宣言に対しベリエらは支持を与えている。[3] 第二にB案の準拠する一七八九年一月二四日の宣言によって召集される全国三部会はベリエらにとっても代議制を考える上での一つの手本であった。[4]

ところで一八四三年五月二五日には、バスチードによって議会の正統王朝派のマニフェストと呼ばれるものが[5]『コチヂエンヌ』*La Quotidienne* 紙に掲載される。その中には「税を払う者による税の投票」「全人民 le peuple entier の真の政治代表」を求めるとある。やや不明確な表現ではあるが、税納入を地租とは限っていないことからB案に沿った形の案だと考えてよいだろう。

次にB案を中心にして、正統王朝派の案では選挙民の数は一体どのくらいになるのか考えてみよう。ただし直接税納入者数が正確にはわからないので、[6] ここではフランス革命から一九世紀前半の間に制定された選挙法との比較類推することで満足しておく。

B案に最も近い選挙資格を定めているのは共和歴三年のいわゆるテルミドール憲法である。地租、対人課税をとわず直接税 contribution directe, foncière ou personnelle を払う二一歳以上上の男子全てが市民とされ、第一次集会に参加できた。[7] これによって第一次集会に参加できたのは男子成年人口の約四分の三で、人数にして約五〇〇万程度であったと言われる。[8]

直接税に含まれる四税のうち、最も多くの数の国民が払うのは地租と対人的動産税 taxe personnelle et mobilière

であろう。地租納入者数は推定による他はないが、男子二一歳以上で対人的動産税のうち人的部分の納入者は一八五〇年五月三一日の普通選挙を廃止した法律の審議の中で出てくる数字を信用すれば、その数は約五四〇万人、当時九六〇万人の選挙民がいたから、その約半分の五〇数%ということになる。[9]

したがってB案の年齢制限を二五歳から二一歳に引き下げれば、成年男子の少くとも半分、多くて四分の三程度となる。同じように年齢を二一歳に引き下げて、一八五〇年段階で考えると、最低五四〇万人、テルミドール憲法での成年人口比約四分の三を適用すると、七〇〇万人程度になる。この数はベリエが全国三部会の選挙には六〇〇万人が参加したのだと誇っている点から考えても、ベリエらにとり許容しうる数字だったと考えられよう。[10]

では五～六〇〇万にのぼる選挙権を与えられる層とは具体的にはどういう人々か。直接税のうち主に問題となるのは既述の通り、地租と対人的動産税である。[11] 地租を払うのは当然のことながら土地所有者である。対人的動産税は、一八三二年四月二一日の法律によって、赤貧者 indigents 以外の、生計手段を個人的に有する男女全ての住民に課せられた。父母と同居する子供は成人、未成人を問わず、生活するに足る収入源が独自にある場合は課税対象となった。[12] 逆にいえば親とは別個に自分の固有の収入がない時には成人男子といえども課税対象からはずされたのである。要するに税を払うためには「金持ちではなくとも『定職について établi』いなければならず、貧民宿 garni に生活する労働者、従業員、父の家に住む農民 cultivateur やブルジョワ家庭の息子は納税義務がなかった」[13]のである。逆に農村の日雇 journaliers や年雇 domestiques 小作農 fermiers が子供に経営を譲ると、子供が課税台帳に登録されるかわりに、親の方は台帳から抹消されたのである。[14] この結果、対人課税納税者は一八三七年で約六一一万人、一八五一年で約六六三万人にすぎなかった。[15] 以上から、地租同様対人課税も農村の方が納税者の比率は高かったと思われるが、その農村の中でも、とくに家長、戸主が主たる担税者であったと推定できるだろう。土地所有者も大抵は戸主であったろうから、自由正統王朝派の選挙改革案で主たる選挙民（正確には第一次集会の参加者）として想定されているのは農村に住む土地所有者＝家長であったと言えよう。[16]

こうして日本の村の寄合で各戸の代表者が集うがごとく、フランスの、人なみの暮しをしている各世帯の代表者が第一次集会に集まるのである。そして、これをもって「全人民の真の政治代表」が達成されるのだと彼らは言いたいのであろう。

(二) 選挙の「徳化」

自由正統王朝派の選挙改革案は普通選挙が施行される一八四八年以降はもはや時代遅れで、反動的なものとなってしまう。しかし、選挙資格だけをとってみると、七月王政の選挙制度に比べるとはるかに進歩的に見える。

このように七月王政の時点ではラディカルであった主張は、どのような意図に基づいてなされたのか。まず、戦術的な面では農村になお根強い基盤をもつ正統王朝派にとり、選挙権が農民に与えられれば、大いに有利になることがあげられよう。[17]

ではこのような戦術的党派的配慮の外に、「国益」に関わる戦略的発想はあるのか。シャンギーによると、従来の歴史家は、この点に関し、相当皮相な見方をしてきたようである。例として、復古王政下のユルトラと同様の反対のための反対にすぎないのだというジョルジュ・ヴェイユの見解をひいている。[18] それに対して、シャンギーは選挙権拡大の主張は王政復古下のユルトラの中にすでに存在しており、七月王政期の正統王朝派の改革案は付け焼き刃ではないこと、および王政復古初期のユルトラは議会制の発展を支持しており、むしろ議会制に対し敵対的であったのはロワイエ＝コラールらの純理派であったと指摘し、従来の歴史家は議会制と王党派は相いれないものだと勝手に思い込んで、正統王朝派の選挙改革案をまともにとりあげなかったのだと切りすてている。[19]

ユルトラや正統王朝派が代議制に理解を示していたことは重要な指摘であろう。しかしシャンギーは、王党派のリベラルさあるいは近代性を強調するのに急な余り、その反革命性については、意識的か無意識のうちにか、検討対象から外しているのである。

しかし自由正統王朝派の議員は彼らの改革案の反革命性をかなり率直に述べている。民衆に選挙権を与える必要があるのは、社会の安定化を図り、革命を防止するためであると。ドゥル＝ブレゼは一八三一年三月三〇日貴族院で次のように論ずる。七月革命の原因は選挙権を直接税三百フラン以上払う二五歳以上の男子に限った一八一七年の選挙法にある。「もし貴族的な選挙会ではなく、フランス人の大部分」に選挙権を与えていたら、「王権は旧アリストクラシーと組んで民衆を抑圧している」などというデマをナシオンは信じはしなかったろうに。だから、革命の防止には民衆の政治参加が不可欠である。そもそも「土台も壁も棟もないような大きな建造物」は永続きしないのだと。

民衆の政治参加の必要性は、民衆に民主主義的な意識がすでに拡がっていることからも説明される。ドゥル＝ブレゼは続けて言う。

くりかえしますが、選挙法は今日不可避的、必然的に民主的にならざるをえません。というのは啓蒙と富の普及によって民主主義が習俗の中に植え付けられ、根付いているからであります。しかもこれはずっと以前からのことなのです。泣いても笑っても、これが現実なのです。[20]

以上のようにフランス国民の政治意識の高まりを考慮にいれて、それが革命という形で爆発しないように、民衆の政治参加を上から促がし、社会不安を解消せよと主張するのである。しかし自由正統王朝派の選挙改革案の特徴は選挙権の拡大だけにあるのではない。むしろ、選挙権を与えつつ、いかにその投標行動を「徳化する moraliser」[21]か、すなわち、名望家的秩序を脅かしうる危険な要素をどうとり除くか、そこに関心を注ぐのである。

まずA案、B案とも、間接選挙制をとっていることは同じである。ドゥル＝ブレゼは先に引用した三一年の演説の中で次のように述べている。

この民主主義が危険とならないように作用させるために、民主主義の糧をそれに固有な事務の管理、つまり代表者の選択の中に求めなければなりません。……（中略）……私は〔有権者の＝筆者〕数が多いことは心配していません。もし一七九一年のように、第一

次集会を開き、そこで民衆が選挙人を指名し、ついで後者が代議士を指名すれば、アナーキストにはほとんどチャンスはないだろうと私は思います。〔アナーキストの＝筆者〕中央委員会は大衆に対する影響力を減らし、彼ら本来の意図、本当の欲求、利害にずっと身をゆだねることになるでしょう。民衆はすばらしい良識をもっています。

しかも、彼らの間接選挙制は「アナーキスト」すなわち急進派を排除することだけが目的ではない。まず、彼らの間接選挙制は、選挙権の行使を個々の有権者の行為としてではなく、選挙区となっている地域集団としての意志表示であるとする考え方から導かれたものであった。ベリエはA案の趣旨を説明するにあたり、「政治的家族のあの集合体であるコミューン communes, cette agrégation de familles politiques」が選挙人を指名すべきであり、そこで選ばれた選挙人は「共通利害の受任者 mandataires d'intérêts communs」なのだと論じている。地方の影響力 influences de localités は有害とはみなされない。むしろ第一次集会に多くの民衆を参加させ「社会の全ての階級につながりをもたせる」ことにより、コミューンの意志を出来るだけ正確に表明させることをベリエは重視する。

一八四四年五月二四日の代議院でラルシーはさらに突っこんで、当時の立法の個人主義原理を非難し、間接選挙制の効用を説く。

現在の立法の原則は個人主義であります。確かな基礎、義務、責任の伴わない権利を与えると、勝手気儘という致命的な結果をうみます。自己の権利の行使にあたって他の誰をも考慮せず、自分が活動する社会（ミリュー）の人々と何らのつながりも持たぬ選挙人は道を外れて絶対的独立におちいるか、あるいはその自分勝手な権利と同じくらい物理的で、恣意的な障害を法律によって課せられるはめにきっとなるでしょう。

ラルシーによると「自分に固有な権利を持っている者」はいないのであって、「全ての権利は委任と義務を前提」にしているのである。したがって、間接選挙制は、代表を通じてのみ権利を認める点で、「個人主義的弊害」から無縁なのである。[22] さらにB案には、引用した箇所の少し後に「記名投票 vote public et patent、これはナシオンの性格とフランスの

名誉に唯一ふさわしい形態である」と書かれているところから考えて、責任ある投票を保証するため、記名投票も検討されていたと思われる。以上のように自由正統王朝派は参政権を個々の人間に属する基本的人権だとは全く考えておらず、また一人一人が自分の政治的信条に従って投票するということも脳裏にはなかったのである。

このように全体性を強調して個人の意見を尊重しようとしない正統王朝派が、党派、あるいは党派対立を好ましくないと思っていたのは当然であろう。ベリエにとり、他党派は「個人主義」に毒されていた。

唾棄すべきものが諸党派のなかにあります。醜悪なものがいつもあります。それは個人的な感情であり、野心であり、利己主義的な考えであり、自分自身が、あるいはその手の者が国の永続的で重要な利害の中で常に支配的でありたいと思うことなのです。（一八三六年六月二日の代議院）[23]

一般に彼らは激しい政治対立、それによる国論の分裂を憎んだ。ところでこのような分裂はフランス革命以降のものであり、ベリエによるとオルレアン派内部においてすら分裂が生じるのは、この革命の原理のせいであった。[24] 同じような趣旨のもと二月革命直前の段階で、ファルーは党派抗争の停止をよびかけようとしていた。

もし大革命があなた方〔オルレアン派＝筆者〕にとり、一方の党派が他の党派を絶滅しおえるまで続けられる二党派間の絶えず再生される闘争、我々が最も苦痛を覚える思い出をたえず呼びさますものならば、あなた方自身も前世紀の遺物なのです。[25]

このように党派対立は彼らの嫌悪の的であった。したがって彼らは民衆の政治参加と、党派対立の回避とを同時に実現する道を探し求める。もし、直接選挙制と、秘密投票の下で、「共通利害」に縛られずに各人が思うがままに「無責任」に票を投ずることが許されれば、全国政治の対立図式が農村にもちこまれるおそれがある。E・ウェーバーの言うように、政治化とは、政治選択は可能なのだ、別の党派の名望家を当選させても構わないのだという意識をもつ民衆がもつかどうかにかかわってくるのならば、[26] 正統王朝派、オルレアン派、ところによっては共和派の名望家も存在していたフランスの政治状況は、民衆の政治化には好ましい環境であったといえる。また、もちろん、民衆が選択権をもつようになれば、そ

れだけ名望家が民衆の要求に譲歩し、民衆の政治に占めるウェイトが増す可能性が開けてくるのである。[27]

このようなことを考え合わせると、自由正統派の選挙改革案は、民衆に国政参加を認めながら、その政治化を同時に防止することを意図していたと言えるだろう。すなわち、一定の政治参加を与えて、民衆の不満を解消しつつ、記名投票と間接選挙制の下で、地元の「共通利害」を前面におしたてることで、民衆の政治化、政党化を防止し、うるわしい農村共同体の一体性を保持すること、これが彼らのねらいであった。

① ジャン・ロム著　木崎喜代訳　『権力の座についた大ブルジョアジー――19世紀フランス社会史試論――』岩波書店　一九七一年　二八三、二八七頁。

② *Arch. parl.*, t. 67, 1888, p. 244.

③ H. de Changy, *op. cit.*, p. 206.

④ 例えば、一八三一年一二月二三日の代議院でのベリヨの発言を見よ。*Arch. parl.*, t. 73, 1890, p. 64.

⑤ Paul Bastid, *Doctrines et institutions de la Seconde République*, Paris, 1948, p. 75.

⑥ 地租は、土地にかけられるため、一人の土地所有者がいくつものコミューンにまたがって地片を所有していると、その各々のコミューンにおいて地租負担者になる。このため統計上は、土地所有者は推定でしか把握できない。一八二五年頃で六百数十万人、一八五〇年頃で、七百十万人と推定されている。家屋の戸、窓にかけられる戸窓税 contribution des portes et fenêtres も同様である。Cf. Léon Say éd., *Dictionnaire des finances*, 1894., t. 1, 239-40, t. 2 p. 915.

⑦ 共和歴三年フリュクティドール五日の憲法、第二編第八条、および一一条。L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard, *Les constitutions et les principales lois de la France depuis 1789*, 7e éd., Paris, 1952, p. 76.

⑧ 樋口謹一　「第二章　権力機構」　桑原武夫編　『フランス革命の研究』　岩波書店　一九五九年　一一二頁。

⑨ 一八九五〇年五月二四日の立法議会でのティエールの発言によると対人課税を払っている人が当時約六七〇万人、これから、未亡人、夫と住居、財産を別にしている婦人、未婚の成人婦人、未成年一三〇万人を引くと約五四〇万人となる。*Moniteur*, samedi 25 mai 1850.

⑩ 例えば一八三一年一二月二三日の代議院でのベリヨの発言を見よ。なお一七九一年憲法では年齢満二五歳以上で、町または郡に一年以上居住していて、かつ「王国内のいずれかの場所で、少くとも三日分の労賃の価値に等しい直接税を支払っていること」が能動市民、すなわち第一次集会に参加できる条件とされており、その数は成年男子七〇〇万人中四三〇万人にのぼったといわれている。樋口　前掲論文　一〇四―五頁。岡田信弘　「フランス選挙制度史(一)」『北大法学論集』二九巻二号　一九七八年十月　二一二頁。ところでこの三日分の労賃に等しい税とは、一七九一年憲法が制定される同じ年の初めに定められた対人的動産税に含まれる五種の税のうちの一つと同額である。また一八三二年四月二一日の法律で改正される対人課税（対人的動産税の人的部分）も同じく、労働日三日分（その額は県議会が決定する）

である。L. Say éd., *op. cit.*, t. 2, pp. 846-51. 以上から考えて、B案は一七九一年憲法の選挙資格と比べ年齢制限で同じ、納税資格においてはより緩やかであったと考えられる。したがってB案を一七九一年段階に適用すると少くとも四三〇万人、成年人口比約六〇％以上の第一次集会参加有資格者が得られることになる。

⑪ 一八五三年の調査によると、同年の戸窓税査定件数六、一〇一、九八三件中、戸窓税のみの査定件数は三七、〇五四件にすぎず（全体の〇・六％）、地租とともに徴収されたのが五、九九九、九〇〇件（九八・三％）、対人的動産税とともに徴収されたのは三、六六四、二六九件（六〇・一％）にのぼった。L. Say éd., *op. cit.*, t. 2, p. 915.

⑫ *Ibid.*, t. 2, p. 850.

⑬ Louis Girard, *La IIe République*, Paris, 1968, p. 217.

⑭ 一八五〇年五月三一日法審議の中で、西部の代表が指摘している点。Pierre de la Gorce, *Histoire de la Seconde République française*, v. II, 7e éd., Paris, 1914, pp. 332-3. domestiques の訳語は湯村武人氏にしたがった。『一六―一九世紀の英仏農村における農業年雇の研究』 九州大学出版会 一九八四年 三頁を参照。

⑮ L. Say éd., *op. cit.*, t. 2, p. 861. 数が少ないのは一つには課税台帳作成にあたって市町村会が比較的寛大な判定をしていたためらしい。また工業中心地では、人気取り政策もあって多くの対人課税免除者を出したようである。例えばブザンソンでは、一八五〇年、法律改正前は八千人近い有権者がいたのに五月三一日の法律では三千名になってしまうと、当地の検事は書いている。同様にパリでは、同じ年、元は二二万人の有権者がいたが、うち一二万人は赤貧者とされていた。Jean Maurain, *Un bourgeois français au XIXe siècle, Baroche, ministre de Napoléon III d'après ses papiers inédits*, Paris, 1936, p. 76.

⑯ この点は一七八九年の三部会選挙の方法と同じである。ルネ・レモンによるとこの時の選挙の「単位は個人ではなく、家族である。代表を選ぶのは家長であって市民では」なかった。R. Rémond, *La vie politique en France*, t. 1, 1789-1848, Paris, 1965, p. 48.

⑰ 第二共和政期になって、普通選挙が実施されてからの正統王朝派の議席の伸びをみれば彼らの農村における影響力がよくわかる。一八四八年四月の選挙で約六〇議席（定数九百）、四九年五月の選挙では二百弱（定数七五〇）になる。高木勇夫「二月革命と普通選挙」（阪上孝編『一八四八――国家装置と民衆――』ミネルヴァ書房 一九八五年所収）二三八頁の図四、五より。

⑱ G. D. Weill, *Les élections législatives en France*, Paris, 1895, pp. 138-9, cité par H. de Changy, *op. cit.*, p. 67. ポンテイユも「王政復古下のユルトラと同様の最悪の政策を実践することであった」と述べている。Felix Ponteil, *Les institutions de la France de 1814 à 1870*, paris, 1966, p. 145.

⑲ H. de Changy, *op. cit.*, pp. 69-71.

⑳ *Arch. parl.*, t. 68, 1888, p. 194.

㉑ ヴァンデ選出の正統王朝派代議士タンギ de Tinguy が一八五〇年五月三一日法を評して言った言葉「それ〔五月三一日の法律―筆者〕は投票を徳化するだろう」という表現から借用。séance du mercredi 29 mai, *Moniteur*, jeudi 30 mai 1850. タンギは、法律が欠格者をふやし、宗教、良俗の侮辱、所有と家族の原理への攻撃等の廉で有罪判決をうけた者を排除し、同一コミューンに三年継続して居住していることを選挙資格として求めたことには同意し右のような発言となった。ただし、住所証明を原則として対人課税台帳への記載のみとしたことに強く反発し、一時は修正案も提出した。

㉒ *Moniteur*, samedi 25 mai 1844.

㉓ *Arch. parl.*, t. 104, 1901, p. 556.

㉔ 一八四〇年三月二五日の代議院での発言。*Moniteur*, jeudi 26 mars 1840.

㉕ 二月革命勃発によって日の目を見ずにおわった演説の草稿。le comte de Falloux, *Discours et mélanges politiques*, 2e éd., t. 1, Paris, 1882, p. 62.

㉖ Eugen Weber, "Comment la Politique Vint aux Paysans: A Second Look at Peasant Politicization", *American Historical Review*, vol. 87 no. 2, April 1982, P. 358.

㉗ 槇原茂氏によると、南仏のヴァール県ガール県の農村地帯で、七月王政期に入ると、カトリック名望家の保護行為（パトロナージュ）に対抗して、共和派も民衆に対し民主的な保護行為を提供し始め、「ローカルなヘゲモニーの奪いあい」がくりひろげられたという。「一九世紀フランスにおける『村の政治』——七月王政・第二共和政期の南仏地中海沿岸地方——」『史学研究』一六九号　一九八五年九月。

三　王権とナシオン

(一)　国民融和と王党派

党派対立に対する危惧は、国論の分裂への強い懸念に基づくものであった。オルレアン派が彼らを敵視することを嘆いて、フィッツ＝ジャムは一八三一年四月一九日、貴族院で次のように言う。

国が今日何よりも必要としているのは何でしょうか。それは団結と力です。力は団結がなければ存在しえないのです。（中略）やがて各々のフランス人は、兄弟、友、隣人を、国境が脅かされれば、その防衛に何はともあれ馳せ参じねばならない戦友ではなく、戦うべき敵だとしか思わなくなるでしょう。ですから一旦内紛に火がつけば、不和が愛国主義を殺し、人はもはや国のことを考えなくなるのです。①

民衆の中に名望家の政治的分裂がもちこまれるのを好まぬ自由正統王朝派が、その名望家の分裂そのものをなくそうと思うのは当り前である。彼らの分裂防止策とは、国益を第一義的に優先することであった。ベリエは、一八四〇年三月二五日の演説の中で、オルレアン派内部にも広がる亀裂を憂い、フランスの未来に関すること、国の真の利益に立ち戻れば全員の意見が一致するはずだ、大きな利害の前では不和は消えてしまうのだと述べている。一章で検討したベリエらのナ

ショナルな主張は、国民統合という側面をもっていたのである。

地方の利害の衝突も同じように、国益によって調整されるべきだとされた。自由正統王朝派は地方分権論者ではあるが、地方は国に優るものではない。七月王政末期の一八四四年になると、脱政治化が進み、議会は地元への利益誘導のための場という面が強くなってくる。このようなローカリズム localisme に反対し、ラルシーは「フランス統一の原則」が攻撃されていると言い、代議士は特殊、地方的利害を代表するのではなく、国の一般的利害を代表するものだと説いている。[2] 別の所で「地方の影響力」を好ましいと述べ、他方でローカリズムを批判する彼らの論議には御都合主義がなくもない。ただし、ラルシーはその後につづけて「個人主義」を非難していることを考えて、彼らの意図を好意的に理解すれば、彼らの言う「共通利害」は「個人主義」を免れているので、当然国益を踏まえたものとなるのであろう。これに対し、国論を乱すような地方の要求は、「個人主義」そのもので「唾棄すべきもの」と彼らの眼には映ずるのである。

要するに自由正統王朝派は、国全体の和、一体性を最も重視し、これを乱すものはたとえ地方の要求でも敵視したのである。この全体性、一体性の強調は、彼ら自身が語る党の理念にも反映されている。王党派とはどういう党か。『コチヂエンヌ』紙に掲載された引用ずみの議会派のマニフェストには次のようにある。

王党派 parti royaliste はその他の党派の社会的教義に含まれる正しいところ全てを自己の中にあわせもっている。これが党の大きな強みである。保守党は秩序を求める。秩序は王党派の思想の根底にある。民主党は自由を望む。自由は君主政の基礎である。そして全ての二次的あるいは実際的問題でも同様である。……（中略）

ところで、公の事に加わっている王党派は、断固たる決意をもって、あらゆる機会にその考えを主張するであろう。左翼の党、右翼の党、両極にある党、中間にある党、全ての党派は危機に直面し、脅かされ、危機の恐怖にさいなまれている。このような状況の中で、全ての党派はフランス、および彼等自身にとっても貴重である、王党派の教義の豊かさを認識することであろう。王党派の良い点とは以下の点である。すなわちその他の教義の中にある正しいと思われるもの全てを含んでいるので、全然排他的な所がなく、

全ての長所を受け入れて高く評価するので、反感から激したりしている violent ところがない点である。この素晴らしい立場ゆえに、王党派はその他の党にとっても必要なのである。神は政治が大紛糾し、大きな争いが生じた場合に備えて、穏便な解決手段としてこの党を取っておかれているのである。そしてその時は遠くないかもしれない。

王党派とはベリエによると、革命伝来の「個人主義」に染まった党ではなく、原理への信念、教義への忠誠によって特徴づけられる党であった。[3] それゆえに、何にもさまたげられることなく国益に奉仕でき、国難にもすすんで立ち向いうるただ一つの党ということになる。しかもこの党は全ての党の「良い点」を合わせもつというのであるから、特定の意見、あるいは特定階級の利害に基づく通常の意味での政党ではないのである。むしろ、彼らの論理からすれば、個別の利害、特殊な意見は「個人主義」として否定すべきものであった。各党の「良い点」とは当然、この個別性、特殊性が捨てされ、全体の利益に適合的に改変されたものだと考えるべきであろう。さらに、王党派には各党の良い面が全てあるのだから、他党派は事実上不要になってしまう。他党が消失するか、あるいは王党派の中に吸収されれば、たしかに党利党略はなくなり、国の一体性が保持されるであろう。しかし政党政治も消えてしまうに違いない。左翼の主張を取り込むことをとってみても、充分後のファシズムを連想させるものがあるが、党そのものの構想もこのように全体主義的であったのである。

国民融和への志向は、彼らがうち出す王のイメージにも認められる。一八四三年秋、ブルボン長子系の王位継承者シャンボール伯 comte de Chambord がロンドン近郊のベルグレイヴ Belgrave に短期滞在する。この時一千人近いフランス人が海を越えて王子に会いに行く。これは「ベルグレイヴ巡礼」と呼ばれている事件である。[4] この「巡礼」にはベリエら正統王朝派議員も参加したが、政府はこれを現国王への忠誠の宣誓に対する違反行為だとして、五名を懲罰にかけ議会から除名する。この時自分たちの行為を弁明するため演壇に立ったベリエは、シャンボール伯を、次のように描いてみせた。すなわち、彼によると王子は、過去にこだわらず、遺恨なぞもたぬ気高い心の持ち主で、フランス国内に不要な不和

の種をもちこむことを望んでいない人物であった。[5] 過去とは七月革命で余儀なくされたブルボン王家の亡命を指し、遺恨とはこの事件に対する王家の怨みを指すことは言うまでもない。要するに、七月革命は忘れてしまおう、オルレアン派と正統王朝派は過去を水に流そうではないか、ブルボン家の王子も七月革命への報復は考えていないのだから。こうベリエは誘いかけているのである。

但し、名望家は政治的に分裂しているだけではなかった。ベリエらは、政治的分裂の背景に名望家の社会的分裂、旧貴族層と大ブルジョワジーの対立があることをよく承知していた。だから、第一章の(3)で指摘したブルジョワジーへの接近を彼らは志したのである。要するに、大地主と商工業階級との反動的同盟の上にたって、国論の統一、国の和を実現し、危険な「個人主義」、あるいはデモクラシーを封じ込めること、これが彼らのねらいであった。

(二) 国民主権と王権

さて、全体主義的だとか、地主貴族と商工業階級との反動的同盟などと書くと、では自由正統王朝派は日本やドイツのような保守的近代化を志向していたのか、という問がおそらく返ってくるだろう。この問に対する筆者の回答は半分イエスで半分ノーである。というのはドイツや日本のような強大な君主大権を残す外見的立憲主義、あるいは君主主義的立憲体制を彼らはめざしていなかったし、まためざすこともできなかったからである。但しこの点は自由正統王朝派の自由論や代議制に対する認識に関わることなので、詳しくは別稿で論じることにしたい。さしあたり本稿では彼らがナシオンを強調していった関係上、かえって王権と矛盾するようになったことを指摘しておこう。

ステファヌ・リアルによると一九世紀の王党派には、王権について大きく分けて二つの考え方が存在していた。一つは「君主制原理 principe monarchique」に忠実で王の手中に主権の一体性が保持されるとする考え方であり、もう一つはナシオンが君主とは別に固有の代表をもつ可能性を認める考え方である。後者は党と新聞の最上層で多数派をなした見方

であり、当然ベリエらの支持する考え方であるが、それはナシオンを王と対置させ、さらには王の上に置くことによって、結局のところ代議制の受容に至らざるをえないのだとリアルは論じている。[6]

以下、リアルの論を敷衍する形で論じてみる。第一に、既述の通り、自由正統王朝派はもともと絶対王権の味方ではなかった。彼らの理想の政府は、王権、デモクラシー、アリストクラシーの三要素からなるものであり、王権は彼らの国体観念の中では重要ではあるが全てではなかった。ところがさらに、七月革命のため王家が亡命し、王家のいないナシオンが生じることとなった。公職にそれでも踏みとどまるためには、正統王朝派は正統な王のいないナシオンを、認めなければならなくなる。フィッツ＝ジャムは「私はとどまった。というのはフランスはまだ生きていたから」であると弁明する。[7] ナシオンは王権の外に存在するようになり、王権はナシオンにとり必要不可欠のものでもなくなる。

さらにナシオンと王権が対立するような事態も生じてくる。ベリエは国内平和を優先して、王政復古のための武装蜂起、そこまでいかなくとも国内の分裂を助長するような王家のプロパガンダに反対する。一八三二年六月ベリー公爵夫人 duchesse de Berry（シャンボール伯の母）がヴァンデで蜂起を試みる。この蜂起直前、これを思いとどまらすべく、パリの正統王朝派の名士連の意をうけて、ベリエは蜂起を中止するよう説得する。その時のことを後、破棄院で、彼は次のように弁明している。フランスが対外的危機に見舞われている時期に夫人が西部にいることは国にとって大変なことである。「フランスの幸福、安寧、繁栄、自由のために」、自分は蜂起を中止してくれるよう夫人に頼んだのだと。[8]

一八四三年秋にベルグレイヴに行ったのも王子に「フランスを平和にしておいて下さい」と言うためであった。[9] 一八四九年十月二日の立法議会では、ブルボン王家の帰国を認める提案にベリエは反対している。これも国の分裂を悪化させぬという配慮の下であった。ブルボン家への忠誠よりも、社会を守ること、すなわち秩序党の団結の方を彼らは優先したのである。[10] こうして王権の上にナシオンが位置するようになる。

ところで、このようにナシオンの平和維持のためには王家の王位復古はどのような条件の下で可能なのか。

一八四四年一月一五日、ベリエは「我々は国民感情 sentiments nationaux にそって進む」のだと述べ「国民の意志 volonté nationale による以外はフランスでは何も認める必要性」はないのだと断言している。同じ日、ヴァルミーは次のように言う。

あなた〔オルレアン派の代議士デュパン Dupin＝筆者〕は、今外国の地にある王朝は国民感情によってヴァルミー〔の戦い＝筆者〕で追放されたのだと言いました。ええ、私はヴァルミーに忠実です。というのは王朝には国民感情 sentiment natinal によってしか戻ってもらいたくないからです。（場内に再び驚きの声）

national という形容詞を「国民的」と訳しておいたが、もちろん彼らは国民主権を否定しているので、オルレアン派の用いる national とは意味が違う。だから、むしろ、あいまいに「国の」と訳しておいた方が良いのかもしれない。しかし、フランスの現実はこうしたあいまいさを許しはしない。フランスでは大革命以来、制限選挙制の下の議会の選挙という形であれ、人民投票であれ、国民の投票で volonté nationale を測定してきた伝統がある。ベリエらもこの伝統は無視しえぬはずである。彼らがオルレアン派と同様国民的であると強調している関係はなおさらそうであった。

したがって volonté nationale に従う王政復古は次の二つの形しかありえない。一つは「国民の権利」派が第二共和政期に入って主張し始めたように、王政復古を人民投票にかけることである。これはブルボン家の国王がボナパルト型の君主に変わる道であるが、人民投票にかけること自体が、そもそも王権の世襲制原理を否定することであり、王党派の自殺行為に等しい。[11] もう一つは国民を代表する議会が王冠を授ける方法である。これはルイ・フィリップが王位に就いたのと同じやり方であって、結局出来あがる体制はオルレアン型の議会君主制と変らないであろう。強大な王権は望み薄であるばかりでなく、「一四世紀」もの歴史の風雪に耐え、キリスト教によって守られた王権[12]の畏れ多さ、有難みも相当減じることであろう。

ベリエらが、実際にどのような形での王政復古を望んでいたかについては今後の課題としたいが、議会主義へと傾斜し、

第二共和政期に入るとオルレアン朝との王朝合同をめざす自由正統王朝派は、その議会主義から考えても、またオルレアン派との妥協の必要性からも、第二の方向に接近していったものと考えられる。しかしそのためにベリエらは「ますます王政復古の目的を忘れ」（リアル）[13]ていくことになる。

① *Arch. parl.*, t. 68, 1888, p. 702.

② 二章注㉒参。「フランス統一の原則」というと、地方分権の支持者である正統王朝派らしくないと思われるかもしれない。しかし、ベリエも、一八五一年七月一六日の立法会議で、アメリカ流の連邦制をフランスは拒否しなければならない、「この強力なナシオンの不可分性 indivisibilité、領土の統一」これらがフランスの基本条件なのである、と言っている。自由正統王朝派の場合、地方分権は、次第に農村の政治化防止に重心が移っていく。

③ 二章注㉓

④ Tudesq, *op. cit.*, t. 2 pp. 686-8.

⑤ 一八四四年一月一五日の代議院での発言。*Moniteur*, mardi 16 janvier 1844.

⑥ S. Rials, *Le légitimisme*, pp. 52-4.

⑦ 一八三一年一二月二二日の貴族院での発言。*Arch. parl.*, t. 72, 1889, p. 702.

⑧ Marcel Rousselet, *Berryer devant la Cour d'Assisses*, Paris, 1965, p. 167.

⑨ 一八四四年一月二六日の代議院でのベリエの発言。*Moniteur*, samedi 27 janvier 1844.

⑩ ベリエは現在の国（共和政）は選挙の原理の上にたっており、ブルボン家が代表する世襲制の原理は相容れないのだと述べ、もし王子の一人が「私は単なる市民、有権者、代表、大統領候補者である」と言い出すと、どんな混乱がおこるかわからないではないかと言っている。*Moniteur*, jeudi 25 octobre 1849.

⑪ この「人民への呼びかけ appel au peuple」と呼ばれた方法は、一八五〇年八月三〇日のヴィースバーデンの回状により、シャンボール伯自身によって否定される。S. Rials, *Le légitimisme*, p. 70.

⑫ 「一四世紀 quatorze siècles」という表現は例えば、一八五一年七月一六日の立法議会でのベリエの演説の中に見られる。またキリスト教については、自由正統王朝派は同時に多くは自由カトリックであった点に注意。ベリエは自由カトリックの運動とは一線を画していたが、考え方はかなり近いと思われる。

⑬ S. Rials, *Le légitimisme*, p. 69.

おわりに

自由正統王朝派はナショナリスティックで同時に全体主義的な特徴を有していた。全体主義的とここで言うのは、国民の政治参加を擬似的に認めつつ、国益、全体の利益を強調することで個人の利益、特殊な利害を否定し、全体の和のため

に、党派対的を含めた対立、分裂を非難し、民衆の政治化を防止せんとしたことをさす。「ファシズムとは、反動と保守主義とを大衆化・平民化しようとする試み」であるなら、[1]民衆の政治参加を視野に収めた自由正統王朝派の構想が、ファシズムを思わせる特徴をもっていたことは不思議ではない。この点、従来の歴史家はジャキエを除けば、その反動性を過去復帰的なところにのみ求め、新しい形の反動性、反革命性を見過してきたと言える。他方、リアルやシャンギーは、その近代性、同時代性を強調した点は良かったのだが、その反革命性を正しく認識することには、今の所、失敗している。

ところでこのような反革命路線は、ドイツや日本の近代化と共通性をもつものである。しかし、自由正統王朝派の国体観念は、外見的立憲主義の理念からは次第に遠いものとなっていった。国民主権原理の根づいていたフランスでは、リアルの言う如く、王党派はビスマルクのようにはうまくやれなかったのである。[2]

国民的栄光、フランス革命、強力な権力、これら三つをもっとも無理なく代表しえたのはナポレオンであった。王党派がナポレオンのような専制権力をもつ国王を望めば、必ずや他党派から絶対主義だという非難をまともに被ったことであろう。しかし、国民主権原理を意識し、それに譲歩すれば、三章の(一)でみたように、ブルボン家の王はナポレオンかそれともルイ・フィリップの亜流にすぎなくなる。どちらにしても王党主義の自己破産である。しかも二月革命後の乱れた秩序を立て直すには、オルレアン朝型の立憲君主では頼りなく思われるだろう。かくして、オルレアン派とともに、自由正統王朝派はルイ＝ナポレオンのクーデター（一八五一年一二月）の前に敗北する。ベリエとファルーは短期間ながら牢につながれるのである。

① バリトン・ムーアJr著　宮崎隆次・森山茂徳・高橋直樹訳　『独裁と民主政治の社会的起源――近代世界形成過程における領主と農民――』第二巻　岩波現代選書　一九八七年　一六七―八頁。

② S. Rial, *art. cit.*, p. 152.

（島根大学法文学部講師）

The Economic Development of Tobacco Colonies

——The Preconditions for the American Revolution——

by

Mitsuhiro Wada

British American Colonies, especially staple-producing southern colonies were very important parts of "the Old Colonial System". As "Tobacco Colonies", Colonial Maryland and Colonial Virginia, which were typical of southern colonies and were "periphery" of the System, developed tobacco plantations based on black slavery. Therefore, their monocultural character has been emphasised by many historians, and their economic-historical significance in the American Revolution, compared with their political-historical meaning, has been underestimated.

This paper deals with Colonial Maryland chiefly, and examines the historical development of its economy from the early stage of settlement to the eve of the Revolution. We used quantitative methods to research the economic preconditions for the Revolution that were found in that Tobacco Colony.

As a result, we discoverd the "passive" factor: resistance to "the Navigation Acts System" of the mother country, and the "positive" factor: diversification of the economic structure of the Tobacco Colonies, which was not recognized by historians formerly.

Les légitimistes libéraux et la Nation sous la monarchie de Juillet

par

Yutaka Uegaki

Les légitimistes ont fait plusieurs efforts pour s'adapter à la société post-révolutionnaire. Mais les historiens français ont le plus souvent méprisé ces efforts et négligé l'évolution de leur doctrine politique.

Sous la monarchie de Juillet, certains légitimistes ont défendu les libertés, demandé l'abaissement du cens électoral et se déclaraient des patriotes. Cependant cette nouvelle attitude a été considérée comme démagogie.

Récemment Hugues de Changy et Stéphane Rials contestent vivement l'idée courante et mettent l'accent sur la modernité de leur programme politique et la sincérité de leurs intentions. Dans cet article, pour examiner le point de vue de Changy et Rials, j'ai considéré le programme politique des légitimistes libéraux de cette époque qui avaient une tendance libérale parlementaire. J'admets que le programme politique des légitimistes libéraux a été beaucoup plus moderne qu'on ne le qense généralement; neanmoins ils demeuraient quand-même contre-révolutionnaires. Il est vrai que les légitimistes libéraux ne visaient pas au rétablissment total de l'Ancien Régime; pourtant on ferait mieux de remarquer que leur plan comprenait des élém ents qui caractérisent le nationalisme ou le totalitarisme.